

京都市告示第 16 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 15 年 1 1 月 1 2 日付けで認可した矢代中区会の主たる事務所，代表者の住所及び区域の変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 24 年 4 月 9 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字矢代中小字馬場谷 1 3 番地 8	京都市右京区京北矢代中町馬場谷 1 3 番地 8

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字矢代中小字百合ノ下 4 2 番地	京都市右京区京北矢代中町百合ノ下 4 2 番地

3 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字矢代中の区域	京都市右京区京北矢代中町の区域

(文化市民局地域自治推進室)